

福祉専門職・事業者のみなさま

「避難行動要支援者」の 個別避難計画作成支援 説明会

令和8年
8月4日(火)

初めてでも簡単！
個別避難計画作成方法と
メリットをご説明します！

「誰も取り残さない地域づくり」のために、
いま福祉事業に携わる方ができる
「災害への備え」をわかりやすく解説します。



第一部：11:00～12:00

第二部：14:00～15:00

場 所：研修室1・2

(忠岡町役場3階)

お申し込み方法

締切：7月31日(金)

・上記のQRコードもしくは
添付のFAX用紙にご記入
の上ご返信ください。



なぜ、今「個別避難計画」が必要なの？

災害時、自力での避難が困難な方を守るため、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画しておき、避難に役立てる事が重要です。その為には、日頃から利用者の方に最も近い距離で接している事業者の皆さまのご協力が必要となります。本説明会では、計画作成の具体的な進め方やメリット、町との連携体制についてわかりやすくお伝えします。

お問合せ：忠岡町役場 町長公室自治防災課 TEL 0725-22-1122
FAX 0725-22-0364

福祉専門職の作成支援による



個別避難計画

作成をお願いしております！

個別避難計画とは？

避難行動要支援者の個別避難計画とは、災害時に安全に避難するために、「✓ 逃げる場所 ✓ 逃げるタイミング ✓ 手伝ってくれる人 ✓ 用意しておくもの」などを、あらかじめ一人ひとりについて決めておくものです。この計画は、忠岡町と関係機関で共有します。

忠岡町の避難行動要支援者とは？

対象者

- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 療育手帳A判定の方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方(独居高齢者含む)
- 難病患者の方
- 乳幼児がいるひとり親世帯の方
- 妊産婦の方

対象者のなかで、災害時に自力で避難することが困難な方のことです。

作成支援をお願いする理由



- ・近年の災害では、ご高齢の方や障がいのある方など、支援が必要な方が被害を受けやすい傾向があります。
- ・個別避難計画は、一人ひとりの状況に合わせて作ることが重要です。
- ・そのため、日頃から支援に関わっている福祉専門職の皆さまの協力を得て、安心して避難できる計画づくりを進めています。

作成支援の手順について



- ・福祉専門職の皆さま向けの「個別避難計画作成マニュアル」をご参照ください。
- ・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

詳細はホームページへ↓



みんなが助かるために考えよう！

日本一小さなまち

忠岡町

ただおかちょう



せやなっ！

個別避難計画の問い合わせ先



忠岡町役場町長公室自治防災課

電話：0725-22-1122

メール：tadaokajichi@town-tadaoka.jp

住所：泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号